

住民監査請求書

軽井沢町監査委員様

令和5年3月13日

1. 請求の要旨

軽井沢町と信州大学社会基盤研究所および東京大学先端科学技術研究センターとの連携による寄付講座「軽井沢医療安全法学」について、町は2018～2022年度の5年間で2億5千万円を寄付した。

この2億5千万円の使途金の中で、①寄付講座に直接関係ない住宅関連費313万円（恵みシャレー）、②成果や目的が明らかでない出張費325万円、③利益相反行為29万円は、公金から支出することは明らかに違法であり不当である。

よって、監査委員は、町長に対し、当時の町長、当該住宅関連の支出を行った者、海外・国内旅費で出張を行った者に対して、支出額の返還をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

なお、本監査請求の①の2021年7月から2022年2月までの住宅関連費、②の2018年度の海外出張4件、2019年度の海外出張1件、2020年度の国内出張3件は、本監査請求の時点において1年を経過していることは十分に承知している。しかしながら、請求人らは、『軽井沢新聞』2月号（No236）においてその違法・不当な支出が報道されるまで、客観的に知り得なかったのである。

本寄付講座については、町民向けの報告会は5年間において一度しか開催されておらず、その唯一の報告会は最終年度の最終月の2023年3月3日であった。しかも、その報告会においても使途金についての質問に対する明確な回答はなかった。また、寄付講座は5年間で各年度末に町に活動報告書が提出されているが、これらの活動報告書の内容が年度を越えてのコピペが多く、本寄付講座の使途金の適正度について単年度の報告での判断では意味をなさず、5年間全体で判断すべきものであると考える。さらに、現時点では2022年度予算差引簿の締め日に至っていないため、2022年度の予算執行情報について部外者の請求人らが接近して入手することは極めて困難である。よって、当該支出から1年を経過した後になされたことについて正当な理由があると考えられる。

地方自治法第242条第1項の規定により別紙資料を添え必要な措置を請求する。

事実証明書

寄付金の使途金の管理は町ではなく信州大学が行い、町には各年度の活動についての報告書が提出されていた。使途金の使用については信大の「予算差引簿」の2018年度(平成30年)、2019年度(平成31年度)、2020年度、2021年度の支出状況を、その年度末に町に提出された報告書、「2018年度の活動について」「2019年度の活動について」「2020年度の活動について」「2021年度の活動について」「2022年度上半期の活動について」と照らし合わせて、支出(予算差引簿)と成果(報告書)を確認した。2022年度の予算差引簿は、当該年度が終了していないため、2022年度は支出ではなく報告書のみの利用となっている。

1. 住宅関連費(313万円)

本寄付講座の設置にあたって、町は信州大学社会基盤研究所に住宅を提供している。住宅は、軽井沢オフィスと呼ばれ、住所は「軽井沢町長倉5304-6」である。しかしながら、予算差引簿2021年度9頁(資料1)を見ると、7月6日付で家屋番号(1307番6の2)と家屋番号(1374番5の5)にそれぞれ不動産鑑定料として302,500円と360,800円が記載されている。7月9日には不動産売買契約における仲介手数料として339,900円の記載がある。また、11頁(資料2)には不動産登記費用一式123,900円があり、合計1,127,100円である。この二つの家屋は、雲場池の近くの「恵みシャレー」の敷地内の家屋で、追分の軽井沢オフィスと異なる。

軽井沢新聞228号(2022年6月)(資料3)によると、信州大学は2021年6月に買い戻し条件付きで建物を取得したが、売主からの依頼により売買契約を解除し、「すでに撤退しており、本物件と関わりはない」とある。軽井沢新聞社の取材に、信州大学は「恵みシャレー」の「ウッドシェッド」と呼ばれる家屋は、グローバルAI拠点構想の推進とライフクリエイター事業採択の業務推進のため大学運営資金から取得したと回答したとのことである。

信州大学HPのトピックス(2021年1月5日(火))(資料4)に文部科学省公募事業に「全学横断特別教育プログラム「ライフクリエイター人材養成コース」」が採択されたとあり、大学案内2022-2023の39頁(資料5)に全学横断特別教育プログラムとして「ライフクリエイター養成コース」が紹介されている。ライフクリエイター事業は、信州大学の学部生の単位取得のコースである。

予算差引簿2021年度11頁(資料2)と12頁(資料6)に、8月23日付けでロールスクリーン9件の合計468,000円の記載があるが、少し前に取得した家屋「ウッドシェッド」で利用するロールスクリーンと考えられる。

予算差引簿2021年度14~30頁、32頁(資料7)に、表記は「ウッドシェッド」「旧ウッドシェッド」「恵みシャレー」など若干の異なりはあるものの、9月から毎月「恵みシャレー」の建物に関する請求がある。主なものは、毎月のクリーンサービス(22,000円)、管

理料 (75,693 円)、電気料 (25,000 円程度)、灯油 (19,000 円から 140,000 円まで) 等の維持管理費である。2021 年 9 月から 2022 年 3 月までの合計は 1,538,798 円 となる。不動産取得、ロールスクリーン、維持管理費を合計すると総額 3,133,898 万円となる。

$$1,127,100 \text{ 円} + 468,000 \text{ 円} + 1,538,798 \text{ 円} = 3,133,898 \text{ 円}$$

「恵みシェア」の家屋取得目的は、信州大学の学部生を対象とした単位認定に繋がるライフクリエイターの教育プログラムであって、信州大学の学生でない町民を対象とした教育プログラムでない。よって、家屋取得にあたっての不動産取得経費、以降の家屋の維持管理費を寄付講座から支出することは、違法・不当な支出と言わざるをえない。

2. 出張費 (325 万円)

(1) 2018 年度

予算差引簿 平成 30 年度 (2018 年度) に海外出張が 4 件 (資料 8) ある。ドイツの 2 件が 55 頁、ドイツとイギリスが 81 頁、アメリカが 85 頁である。

出張者	期間	出張先	出張費
黒塗	2019 年 2 月 28 日～3 月 11 日	ドイツ (ケルン、ベルリン)	320,705 円
使用不可 [REDACTED]	2019 年 2 月 28 日～3 月 12 日	ドイツ (ケルン、ベルリン)	374,409 円
[REDACTED]	2019 年 3 月 6 日～18 日	ドイツ (ベルリン) イギリス (ロンドン)	871,540 円
黒塗	2018 年 11 月 2 日～13 日	アメリカ (ニューヨーク、ワシントン DC)	546,900 円
合計			2,113,554 円

2018 年度の海外出張の合計は 2,113,554 円 である。「2018 年度の活動について」(2019 年 3 月 28 日) には、この 4 件の海外出張についての成果報告は記載されていない。

(2) 2019 年度

予算差引簿 平成 31 年度 (2019 年度) の 20 頁にイギリス (ケンブリッジ大学) とブラジルと思われるサンパウロ大学の 9 月 4 日から 9 月 30 日までの出張 (資料 9) がある。

出張者	期間	出張先	出張費
黒塗 [REDACTED]	2018 年 9 月 4 日～30 日	イギリス (ケンブリッジ大学) ブラジル (サンパウロ大学)	898,690 円

「2019 年度の活動について」には、海外出張 898,690 円 の成果報告の記載がない。

(3) 2020年度

予算差引簿 2020 年度は海外出張がなく国内出張のみである。この国内出張の中で、特に熱海と奄美大島へ出張は目的が判然としない(資料10)。

出張者	期間	出張先	出張費
■■■■■	2020年12月28日～29日	熱海風雅	35,840円
■■■■■	2020年12月28日～29日	熱海風雅	23,240円
■■■■■	2021年2月10日～15日	奄美観光ホテル	179,100円
合計			238,180円

12月28日から29日に熱海風雅という温泉旅館に■■■■■氏と■■■■■氏の宿泊2件の合計59,080円の出張がある。12月20日に全国知事会が新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言を行っており、12月25日には菅内閣総理大臣(当時)がコロナウイルス感染症に関する記者会見を行っている。3月3日の報告会でこの出張の妥当性を質された時、■■■■■氏からは関西の研究者と関東・信州の研究者の会合開催のために中間地点の熱海が選ばれたという趣旨の説明があった。しかし、このような外出・営業自粛要請が出されている時期に国立大学を中心とする研究者が県境を越えて静岡県熱海で研究会を開催するとは考えにくく、熱海風雅の宿泊旅行の目的が定かではない。

2月10日から15日は■■■■■氏が奄美観光ホテルに滞在し、レンタカー代も含めると経費は179,100円である。この頃の奄美大島の感染者は0名で島外からの訪問客の受入れに消極的であった。そのようななか、あえて奄美大島に行く必要があるとするならば、その目的と成果について当然のことながら報告書に記載されるべきであるが、記載はない。

これらの国内出張の合計は238,180円で、「2020年度の活動について」において成果報告の記載がない。

(4) 出張費の合計

成果報告がない、目的が定かでない出張費の合計は、3,250,424円である。

$$2,113,554円 + 898,690円 + 238,180円 = 3,250,424円$$

3. 利益相反行為(29万円)

予算差引簿 2021年32頁(資料7)に、3月25日付で「軽井沢町民講座フライヤー 印刷費・一般管理費(10%)」他1件、計95,700円が支出されている。支払先は、予算差引簿の記載内容から「特定非営利活動法人 軽井沢先端学術センター」(2021年12月設立、事務所所在地:長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東31-15 センチュリーフォレスト202号室)と推定されるが、この法人理事長は、■■■■■氏で、信州大学社会基盤研究所の特任助教で

ある。副理事長の■■■■氏、■■■■氏の2名は、いずれも同研究所の特任教授を務めている。さらに、監事の■■■■氏は2018年6月～2020年2月に、信州大学経法学部非常勤講師を務めている。言い換えれば、社会基盤研究所の所員3人が理事長、副理事長をそれぞれ務めている法人に発注されており、明らかに利益相反行為であり、公金の不当な支出である。さらに、当該法人に対して、施設利用料（R3年4月～R4年3月分）として、21年4月に198,000円が支出されている（資料11）。

よって、利益相反行為の合計は293,700円である。

$$\underline{95,700 \text{ 円} + 198,000 \text{ 円} = 293,700 \text{ 円}}$$

4. 活動報告書の内容

活動報告書（資料12～16）にはチラシや広報や町民講座の感想、年度を越えてのコピペの内容が多く、本寄付講座の寄付金がどのように町民に還元されたについて十分な説明がされていない。

- (1) 「2021年度の活動について」の1頁と2頁は、「2022年度上半期の活動について」の1頁と2頁と同じコピペである。
- (2) 「2020年度の活動について」の1頁の「はじめに」は、2021年度と2022年度の「はじめに」とほぼ同じコピペである。
- (3) ライフクリエイターコースについて、2020年度の活動報告の8頁、2021年度の9頁、2022年度上半期の13頁に同じコピペの概要が記載されており、この3年間、ライフクリエイターについて進展がなかったように思われる。
- (4) 2020年度活動報告の9頁の図は、2021年度活動報告10頁の図、2022年度活動報告の13頁の図と同一である。そもそもこの図は、信州大学HPのトピックス（2021年1月5日（火））（資料4）にある図で、2020年から3年間の報告書に信州大学HPの図を貼り付けただけである。
- (5) 「ふるさと寄付金の設定について」も2020年度活動報告9頁と2021年度活動報告10頁とほぼ同じコピペである。その年度固有の活動が行われなかったようである。
- (6) 「2022年度上半期の活動について」は30頁からなる活動報告書であるが、写真と思われる黒塗りが8頁、「広報軽井沢」の貼付が4頁、パンフレットが2頁、町民講座のチラシが5頁、その各チラシ頁の裏面に参加者の感想が5頁、職員研修会式次第1頁、講師紹介が1頁で、30頁中の26頁は報告ではない。残り4頁の中で1頁の「はじめに」は2021年度と2020年度とほぼ同じコピペ、ライフクリエイターの箇所も2020年度や2021年度のコピペで、上半期報告の実質的な記載は1～2頁である。

以上

5.4.-3

令和5年4月3日

意見陳述の要旨

軽井沢町監査委員様

請求人 大河原眞美
三島 勇
粟津 敬雄

意見陳述にあたって、補足説明1点と新たな証拠2点を提出する。

1. 新たな証拠1

信州大学の全学横断特別教育プログラム「ライフクリエイター 人材養成コース」の事業内容

2. 新たな証拠2

寄付講座に関する信大の「差引簿」データ分析

3. 補足説明

「3.利益相反行為」の補足説明

請求人らは、軽井沢寄付講座の使途金の中の違法・不当な支出金について、監査委員が町長に対し、支出に関与した者に対して必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

軽井沢町の「寄付申込書」に記載されているように、軽井沢寄付講座の当初の設置目的は、医療体制の整備が中心であった。ところが、信州大学社会基盤研究所の多彩ではあるが統一性に欠く地域課題研究の試みにより、寄付講座の中身が計画性や一貫性に欠く課題研究提案の集合体になっている。信州大学の文科省事業である「ライフクリエイター人材養成コース」は文科省からの事業評価が低いばかりでなく、本来の町民の医療との関連性にも欠く。予算差引簿を精査するとプロジェクト推進経費が少なく公私混同を疑わせる支出が多い。また、NPO 軽井沢先端学術センターと社会基盤研究所との間には利益相反と思われるような行為が多々見受けられる。

本意見陳述でも、軽井沢町が5年間で2億5千万円を寄付した「軽井沢医療安全法学」講座は、町民還元に乏しいものであることを訴えたい。本監査請求の趣旨ではないことは承知しているが、本寄付講座の契約継続も町税の違法・不当な支出の継続になるおそれがあることを付け加えたい。

新しい証拠1

信州大学全学横断特別教育プログラム「ライフクリエイター 人材養成コース」の事業内容

「ライフクリエイター人材養成コース」は、信州大学の事業であるが、町への報告書で寄付講座の活動として記載されている。この「ライフクリエイター人材養成コース」のために取得した「恵みシャレー」の維持管理費は軽井沢寄付講座から支出されているが、本事業は文科省の評価が低く、目的外使用と思われる支出が多く、町民還元も乏しい。

1. 文科省の事業

文科省は、令和2年度大学教育再生戦略推進費「知識集約型社会を支える人材育成事業」を公募し、令和2年11月に応募した22大学の中から新潟大学、金沢大学、信州大学、大正大学、東京都市大学、麻布大学の6大学の事業を選定した。(資料1)

2. 信大事業概要 (資料2)

信州大学の事業計画名は、「全学横断特別教育プログラム「ライフクリエイター 人材養成コース」」で、事業計画責任者は■■■■氏。5か年の事業で、合計2億2327万円。

R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	合計
3239万円	4922万円	4722万円	4722万円 (信大負担分 1574万円)	4722万円 (信大負担分 3148万円)	2億2327万円 (信大負担分 4722万円)

軽井沢寄付講座の2年目に文科省の事業を始め、軽井沢と合わせると年間1億円の予算となっている。初年度の令和2年度が3千万円強の額に留まっているのは、選定決定(令和2年11月)以降の令和3年3月までの半年を切る期間の額のためである。文科省の事業計画申請のこれまでの連携実績として、軽井沢町との寄付講座が書かれている。文科省側の採択理由にも「軽井沢町との強い連携も大きな特長」(資料3)とあり、軽井沢町寄付講座が事業計画採択に有利に働いたことが伺える。

3. 中間評価

令和4年に中間評価が行われた。責任者の■■■■氏は、事業実施計画について「令和2年度、3年度いずれもおおむね計画通り、事業を進めることができた。また、上記の進捗状況により、補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業が実施できる体制が整えられていると言える。」(資料4)と記した。

中間評価委員は、「採択時に付された留意事項及び現地視察報告書への対応については、実施状況報告書の内容を繰り返すにとどまっている。また、回答の再提出においても取り組

み内容の説明に具体性を欠いており、十分な対応がなされなかった。」と評価が低く、B評価をしている。(資料5)

事業に選定された6大学のうち、3大学が最高評価のS評価、2大学がA評価で、B評価は信州大学1校のみである。(資料6)(資料7)

4. 研究の実態

信大の文科省の事業は、軽井沢寄付講座をアピールポイントにして1年間5千万程度の合計2億2千万円の予算を獲得した。軽井沢と合計すると年間1億円程度の予算となっているが、実効性のある明確な研究構想に欠けているため、研究実績が見当たらない。

軽井沢寄付講座の2020年度差引簿(50~51頁)(資料8)をみると、「行政法第4版 現代行政過程論」関連研究がある。そもそも本書は、法学部学生向けの教科書で、執筆者でもない氏らが研究会やセミナーに関わるという類のものではない。にもかかわらず合計支出が160,823円である。その内訳は、熱海、セミナー、テレビ、消耗品(書籍)で、研究成果との関連性に疑問を持たざるを得ない。予算を使いきれず、適当な名前の研究項目(行政過程論)をつけて、目的外使用をしたと思われる。

熱海風雅 12月28日から29日

██████████ 35,840円

██████████ 23,140円

軽井沢→熱海来宮(熱海風雅の最寄駅)は4時間半もかかるので、通常の研究会ならば中日に研究を集中させるため2泊3日の日程とならざるをえない。1泊2日では研究会の時間が夕食後の数時間のみになり、数時間の研究会のために宿泊を要する遠隔地を選ぶことは通常しない。

セミナー参加費 10月17日から18日 ██████████ 50,000円

「地方自治体の自治権と環境問題に関する研究会」(2020年差引簿33頁)(資料9)とあるが、ネット検索でこのような研究会が出て来ない。50,000円という高額の参加費を徴収するセミナーがネット検索にヒットしないのは珍しい。

液晶テレビ 48,180円 行政過程論研究との関連性が不明である。

消耗品費 3,663円 この消耗品は、書籍『行政法I 現代行政過程論 第4版 大橋洋一著 2019年5月発売』と思われる。本書の定価4,070円(本体3,700円)で、大学関係者が購入する場合は、定価の1割引をして、それに消費税を加算する金額が通常行われている。 $3,700 \times 0.9 \times 1.1 = 3,663$ 円

5. 結論

■■■■氏からは、上記の160,823円について、寄付金から運営費（信大の文科省事業費）への振替（予算差引簿2020年50～51頁）（資料8）であるから、寄付講座からの支出でなく、仮に違法・不当な支出であったとしても監査請求されて軽井沢町に返還する理由がないとの主張があるかもしれない。

もしそうだとするならば、信大の事業費（文科省の事業費）で購入した「恵みシャレー」の維持管理費を軽井沢町が負担していることは違法・不当な支出であることを■■■■氏が認めたことになる。

そもそも信大の文科省事業のライフクリエイターは信大の学部生のためのものであって、信大生ではない軽井沢町民のためのものではない。■■■■氏らは軽井沢検診を寄付講座の成果として主張している（3月3日報告会）が、健診経費の多くは寄付講座ではなく別予算の1500万円からの支出である。

軽井沢町への寄付講座報告を見る限り、複数年度に亘る文科省事業の申請に使用したライフクリエイターの図の貼り付けや広報やチラシ等の貼り付けに終わっていることから、寄附金2億5千万円が町民に効果があるような形で適切に還元されたとは言い難い。むしろ、軽井沢寄付講座を信大の文科省事業の申請を有利に進める材料として使って、その結果得た膨大な予算を一貫性に欠く研究計画の中で目的外使用をするに至ったと考えるのが妥当である。

信大の文科省事業は、選定校6大学の中でも最下位の評価を受けた研究実施に問題のある事業である。その連携とされている軽井沢寄付講座が設置目的から外れて町民還元に乏しいものに終わったのも、当然の帰結と言えるかもしれない。

令和5年4月28日

追加請求の要旨

軽井沢町監査委員様

請求人 大河原眞美
三島 勇
粟津 敬雄

2022年度の信州大学予算差引簿（令和4年から令和5年1月）（添付資料）が4月14日に開示された。これまでの監査請求（3月13日）と意見陳述（4月3日）では2018年から2021年度までの4年間を中心に違法・不当な財務会計行為について監査の請求を求めてきたが、本追加請求では、2022年度の違法・不当な財務会計行為を加えた監査の請求を求める。具体的には、本追加請求は、利益相反行為とその他の行為を中心に2022年度差引簿のデータ分析を踏まえながらの主張である。最後に、財務会計行為ではないが、寄付講座の5年間を統括して、本寄付講座の町民還元観点から意見を陳述する。

- 1, 利益相反行為とその他の行為
- 2, 寄付講座に関する信大の「差引簿」データ分析
- 3, 寄付講座「軽井沢医療安全法学」の活動・成果について

信大社会基盤研究所と特定非営利活動法人軽井沢先端学術センターは利益相反の関係にあるので、信大社会基盤研究所がNPO法人軽井沢先端学術センターに支払った4,342,058円は違法・不当な財務会計行為である。また、恵みシャレー（ウッドシェッド）関連の支出費140,936円は目的外使用のため、違法・不当な財務会計行為である。よって、これらの金額を3月13日の監査請求で示した金額を踏まえて追加すると、合計金額は以下の①から③になる。

よって、①寄付講座に直接関係ない住宅関連費327万円、②成果や目的が明らかでない出張費325万円、③利益相反行為977万円は、公金から支出することは明らかに違法であり不当である。監査委員は、町長に対し、当時の町長と当該支出を行った者に対して、支出額の返還をさせるなど、必要な措置を講じるように勧告することを求める。

- ① 寄付講座に直接関係ない住宅関連費（恵みシャレー）

3,133,898円 + 140,936円 = 3,274,834円

- ② 成果や目的が明らかでない出張費

3,250,424円

- ③ 利益相反行為

5,425,925円 + 4,342,058円 = 9,767,983円

利益相反行為とその他の行為

1. 利益相反行為

信大社会基盤研究所と NPO 法人軽井沢先端学術センターの利益相反については、監査請求書、意見陳述書でも主張してきたが、ここで改めて法的に整理する。利益相反行為の意義は、当事者の利益が対立する行為（売買等）において、A（売主）の代表者と B（買主）の代表者が同一人物である場合には、代表者は、一方で A の利益（売却代金の増加）を追求し、他方で B の利益（売却代金の低下）を追求するという二律背反の状態になる。このような場合、代表者は、A 又は B の利益を損なうとして、代理権を有しないとされる（民法 108 条 2 項）。なお、弁護士法 25 条及び弁護士職務基本規定 27 条でも、利益相反行為を禁止している。

信大社会基盤研究所と NPO 法人軽井沢先端学術センターは、印刷・管理契約を締結しているものと思われる。それであれば、信大社会基盤研究所は、印刷費等の低下を期待し、他方、NPO 法人軽井沢先端学術センターは、印刷費の増加を期待することになって、「利益相反」の関係にあることになる。

信州大学（社会基盤研究所）←印刷費・一般管理費→ NPO 法人軽井沢先端学術センター

したがって、「お手盛り禁止」の精神からも、信大社会基盤研究所の代表者等と NPO 法人軽井沢先端学術センターの代表者等とは、別人格であるべきと考える。

なお、民法 108 条 2 項但し書きでは、「本人があらかじめ許諾した場合」には、利益相反行為でも許されるとしているが、本件のような軽井沢町の公金が使用されている場合には、このような許諾（信大社会基盤研究所の許諾）は、少なくとも「相当」ではないと考える。

そこで信大社会基盤研究所長が作成した「2022年度上半期の活動について」（住民監査請求書の資料 16）をみると、町民講座のフライヤー（5月17日、6月21日、7月19日、9月27日）がある。これら4つのフライヤーのデザインは基本的に同じで、日時や講師の名前が異なる程度の違いしかない。しかしながら、2022年度予算差引簿では、これらの4つのフライヤーは、「フライヤー作成 新規デザイン・編集費（イラスト）」とあり、5月と6月は33,000円、7月と9月は36,300円の費用が信大社会基盤研究所から NPO 法人軽井沢先端学術センターに支払われている。使いまわしのようなデザインを新規として支払っているのは、「お手盛り」と考えざるをえない。

利益相反行為にあたる支払いは、シンポジウム 2 件 1,404,142 円、町民講座 7 回 1,441,916 円、施設利用料 847,000 円、施設クリーニング料 242,000 円、黒塗り部分 363,000 円など合計金額 4,342,058 円である。施設利用料については、信大社会基盤研究所特任教授でもあ

り NPO 法人軽井沢先端学術センター理事の個人所有の物件（施設）であるため、同理事は NPO 法人軽井沢先端学術センターとの間で「利益相反」の関係にある。また、信大社会基盤研究所と NPO 法人軽井沢先端学術センターは「利益相反」の関係にあるので、「利益相反」の関係が二重に存在しており、「お手盛り」の度合いがさらに高くなっている。

なお、3月13日提出の監査請求書では、5,425,925円ではなく293,700円となっており、本追加請求書では金額が大幅に大きくなって異なっている。これは、開示された支出項目すべてについて、通常の勘定科目にこだわらず、支出性格と全体像の把握のために、大きくくりの費目を設定したためである。「寄付講座に関する信大の「差引簿」データ分析」を参照して頂きたい。

2. その他の行為

寄付講座に直接関係住宅関連費（恵みシャレー）について、2022年度4月から6月にかけて住宅関連費の支出は減少しているが、支払われている。7月以降は、OCN光「フレッツ」利用料のみの支払いである。これらの住宅関連費の合計が140,936円である。金額は多くはないが、目的外使用である。

2022年度差引簿の管理料と電気料と水道料が黒塗りになっているが、これらの料金は2021年度差引簿では開示されている。2021年10月から2022年の3月までの管理料は月当たり75,693円の同一金額である。そのため、2022年度4月と5月の管理料も機密性が特段に高いとも思えず、突如不開示にした理由が不明である。

「住宅関連費」（327万円）及び出張費（325万円）は、寄付講座「軽井沢医療安全法学」の趣旨・目的に即して、公金支出の相当性を厳格に審査する必要がある。しかしながら、監査請求人において、その支出の経緯について予算差引簿からしか得られず、予算差引簿も2022年度のもはそれ以前の4年間の差引簿に比べると書式異なり、費目推定が困難になっている。不開示の必要性がないと推察できる黒塗り箇所も少なくなく、主張・立証する手段に欠いているという実態がある。このような場合、信州大学において、その支出の相当性（寄付講座の趣旨・目的との整合性）を主張・立証すべきとも考えられる。

以上

5.-9

令和5年5月7日

新たな追加請求の陳述

軽井沢町監査委員様

請求人 大河原眞美
三島 勇
栗津 敬雄

4月28日に追加請求を提出したが、5月1日にNPO法人軽井沢先端学術センターの事業所とされる場所を確認して新たな事実を発見し、それに基づいた新たな陳述をする。

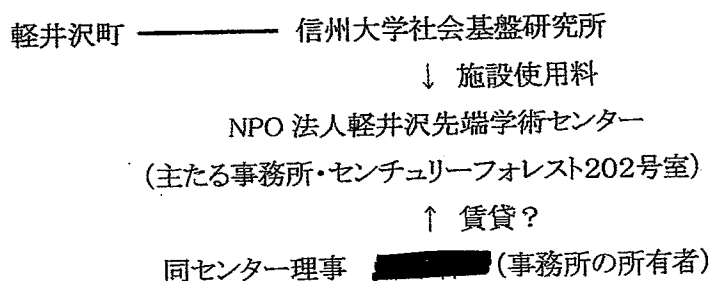
1. NPO法人軽井沢先端学術センターの施設利用料の相当性

信大社会基盤研究所は、軽井沢町の寄付講座の寄付金から、NPO法人軽井沢先端学術センターに施設利用料を支払っている。

NP法人軽井沢先端学術センターの「本店又は主たる事務所の所在地」は「軽井沢東31番地15 センチュリーフォレスト202号室」(資料1(登記簿謄本 令和5年5月2日現在)、資料2(国税庁法人番号公表サイト 閲覧日:令和5年5月7日))である。

「センチュリーフォレスト202号室」の入っている建物及び土地は、NPO法人軽井沢先端学術センター理事(資料3(NPO法人HP 法人概要 閲覧日:令和5年5月7日))、社会基盤研究所特任教授(資料4(信州大学 学術情報オンラインシステム SOAR 閲覧日:令和5年5月7日))である。■■■■氏の所有物件(資料5(建物登記)、資料6(土地登記))である。本建物は、ワンルームマンションが各階に二室ずつ合計6室ある物件である。

<主たる事務所の利用関係>



(1)詐欺行為又は背任行為
ア、詐欺

「施設利用料」は、センチュリーフォレスト202号室を「利用」していることの対価である。仮に、「利用」の実態がない(利用させていない)にもかかわらず、「NPO 法人軽井沢先端学術センター」が「施設利用料」を受領していると、「人を欺いて財物を交付させた」として、詐欺行為(刑法246条)となる(高橋則夫『刑法各論』297頁以下(成文堂、第2版)、浅田和茂ほか編『新基本 法コメントール刑法』547頁9以下(日本評論社))。

イ、背任

しかし、「NPO 法人軽井沢先端学術センター」において、「信大社会基盤研究所」(善意者)を騙して、主たる事務所の実態がないにもかかわらず、「施設利用料」を請求すること(いわゆる単独犯)は通常あり得ない。なぜならば、「信大社会基盤研究所」は、善意者である以上、主たる事務所を訪れ、「NPO 法人軽井沢先端学術センター」の行為を発見すると思われるからである。その場合には、「信大社会基盤研究所」において、「NPO 法人軽井沢先端学術センター」の主たる事務所の実態がないことを知りながら、「施設利用料」を支払ったとして、少なくとも、「他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為」をした(刑法247条)として、背任行為となる。この場合、「他人」とか「本人」は、寄付講座を設けた軽井沢町であり、「第三者」は、「NPO 法人軽井沢先端学術センター」である。

(2) 利用実態と施設利用料

ア、利用実態

NPO 法人軽井沢先端学術センターの主たる事務所である「センチュリーフォレスト202号室」は、主たる事務所としての実態を伴っていない。

- ① センチュリーフォレストの1階の集合郵便ポストの202号室のメールボックスには、「NPO 法人軽井沢先端学術センター」の名前がなく、室番号の202号のみ記され(資料7)、空室と思われる。
- ② 202号室の玄関ドアに「NPO 法人軽井沢先端学術センター」の表札等がなく、道路から見える202室の外観からも利用している形跡がなく、空室と思われる。

「主たる事務所」は、定款記載事項である(特定非営利活動促進法11条1項4号)。NPO 法人は「主たる事務所」の所在を変更した場合、「新住所」の変更登記が求められるが、「主たる事務所」は「センチュリーフォレスト202号室」のままである(資料1(登記簿謄本 令和5年5月2日現在))。よって、「センチュリーフォレスト202号室」は、「主たる事務所」として登記されているが、「主たる事務所」の実態がない。

イ、施設利用料

信大社会基盤研究所から NPO 法人軽井沢先端学術センターに、「センチュリーフォレスト202号室」の施設利用料がほぼ定期的に支払われている。令和4年4月分、5月分、7月分、8月分、

9月分、12月分、令和5年1月分として、各月121,000円が支払われ(資料8 2022年予算差引簿)、施設利用料の合計は847,000円である。令和4年6月分、10月分、11月分の施設利用料の記載はないが、2022年度予算差引簿の3頁と5頁の黒塗りの「121,000」円が、これらの記載されていない「施設利用料」とも考えられる。「施設利用料」という勘定科目であるが、定期的に支払われている実質的な「賃料」であろう。

イベントやワークショップがある場合に「センチュリーフォレスト202号室」を利用していることも考えられる。しかし、信大社会基盤研究所が軽井沢町に提出した「2022年度上半期の活動について」には、「センチュリーフォレスト」を利用したイベント等の報告はない。仮に、町に報告されていないワークショップ等が1件や2件あったとしても、利用していない期間について、「施設利用料」を支払う合理的理由が必要となろう。

2. 施設利用料金の金額の相当性—利益相反行為

「センチュリーフォレスト202号室」

「NPO 法人軽井沢先端学術センター」← → 「同センター理事 ████████」

利用者

土地・建物所有者

(利用料は安い方がよい)

(利用料は高い方がよい)

特定非営利活動促進法17条の4(利益相反行為)は、NPO 法人と理事との間に利益が相反する場合には、当該理事は、当該行為につき代表権を有せず、特別代理人の選任をしなければならない旨規定する。また、NPO 法人と類似する一般社団法人の理事は、利益相反行為に当たる取引については、当該取引に関する重要な事実を開示して社員総会等の承認を受けなければならない(一般法人法84条1項2号・3号、197条)(熊谷則一『逐条解説一般 社団・財団法人法』204頁以下(全国公益法人協会)。以上を総合すると、仮に、同センター理事 ████████氏が代表者でないとしても、社員総会の承認等を受けるべきであろう。

「センチュリーフォレスト」の建物は、ワンルームマンションが各階に二室ずつ合計6室ある物件である。不動産広告(情報更新日 2023/4/15)を見ると、3階の1室の参考賃料は、6.6万円～7.6万円である(資料9 センチュリーフォレスト軽井沢の賃貸情報)。NPO 法人軽井沢先端学術センターに支払われている施設利用料の112,000円は、参考賃料の2倍近い利用料である。相場の2倍近い支払いは、利益相反行為に該当する。

なお、監査請求人が「追加請求」(令和5年4月28日)を提出後、信大社会基盤研究所のHPの「メンバー紹介」が「ただいま更新中です」となり、信大社会基盤研究所所員の氏名を確認できない状態である。「追加請求」で利益相反の詳細な指摘を受け、信大社会基盤研究所所員とNPO 法人軽井沢先端学術センターの理事らに同一人物が多いことを明らかにしたくないのかもしれない。

上記のことから、NPO 法人軽井沢先端学術センターへの施設利用料の支払いは、「詐欺行為、背任行為」にあたり、また、その金額については「利益相反行為」に当たる。 以上